

としま子どもの権利相談室

1. としま子どもの権利相談室の概要

- 「豊島区子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの権利を保障するため、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を千登世橋教育文化センター1階の教育センター内に令和5年9月に開設した。
- 相談室では、子どもの権利相談員が子どもからの声やSOSを受け、権利侵害にかかる相談を第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなげることで、権利を侵害された子どもの迅速かつ適切な救済を図る。
- 権利侵害にかかる適切な相談につなげていくため、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について、正しく理解できるよう、「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利の普及啓発を図る。

(1) 体制（令和6年1月現在）

子どもの権利擁護委員	2名（弁護士2）
子どもの権利相談員（会計年度任用職員）	2名
事務局（正規職員）	3名（専任1、兼務2）

- #### (2) 開室時間：火曜～土曜日 10時～17時45分（祝日、年末年始除く）
- ※土曜日の開室は準備中です。

2. 相談業務

(1) 相談内容

特定な分野に限らない子どもの権利侵害全般（例：いじめ、体罰、虐待など）の相談を受ける。

(2) 主な相談対象者

区内在住、在学、在勤の概ね18歳未満の子ども

※子どもの権利侵害に関わる相談であれば、大人からの相談も可

(4) 相談方法

対面、電話、メール、手紙、FAX

(5) アウトリーチ（巡回相談）の実施

相談員が、スキップ、中高生ジャンプ、児童相談所（一時保護所）等、子どもの身近な施設に定期的に訪問し、子どもとの関係性を構築することで、子どもからの相談へつなげる。

3. 相談から救済までの流れ

- ・相談員が子どもや子どもに関わる大人から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携しながら、内容に応じて関係機関等との調整を行う。
- ・子どもの権利侵害に関する救済の申立てがあった場合には、子どもの権利擁護委員が権利侵害に関わるか審議し、調査や関係機関等との調整を行い、必要に応じて是正要請を行うことができる。

としま子どもの権利相談室の様子



相談スペース（ソファやぬいぐるみを配置しリラックスできる空間で相談ができます）



ブックシェルフ（子どもの権利のパネルを展示し、絵本やマンガを読むこともできます）

としま子どもの権利相談室 集計データ

令和5年12月31日現在

- 相談件数：21件(終結案件12件、継続案件9件)
- 他機関から「としま子どもの権利相談室」に繋がった案件：7件

1. 相談内容（複数に該当する場合は双方にカウント）

家庭問題	いじめ	虐待	行政対応	学校対応	友人関係	不登校	学習面	性被害	性の悩み
11	5	4	2	4	3	1	1	1	1

2. 子どもの所属

未就学児	小学校			中学校			高校等			その他
	低学年	中学年	高学年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
2	2	2	6	3	0	1	3	0	1	1

3. 終結パターン（12件）

助言・支援	他機関へつなぐ	是正要請
9	3	0

※他の機関（子ども家庭支援センター1件、児童相談所2件）